

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年11月11日(2022.11.11)

【公開番号】特開2021-23339(P2021-23339A)

【公開日】令和3年2月22日(2021.2.22)

【年通号数】公開・登録公報2021-009

【出願番号】特願2019-140524(P2019-140524)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 5/04 651

【手続補正書】

【提出日】令和4年11月2日(2022.11.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のシーンから構成されている演出を複数有しており(以下、「複数のシーンから構成されている演出」の集合を「所定演出群」と称す)、

1遊技で完結する演出である単発演出を有しており、

複数遊技に亘って継続する演出である連続演出を有しており、

動画像に合わせて或る表示領域に表示されるキャラクタの台詞に関する文字列(以下、「動画像に合わせて或る表示領域に表示されるキャラクタの台詞に関する文字列」を「台詞文字」と称す)が表示され得る複数の演出を有しており、

複数の連続演出のうち最初の停止操作に基づいて台詞文字が表示される連続演出の割合の方が、複数の単発演出のうち最初の停止操作に基づいて台詞文字が表示される単発演出の割合よりも、多くなるよう構成されており、

前記複数の演出のうち、スタートスイッチの操作に基づいて台詞文字が表示される割合と、最終停止操作に基づいて台詞文字が表示される割合とを比較すると、最終停止操作に基づいて台詞文字が表示される割合の方が多くなるよう構成されており、

所定演出群には所定演出を含んでおり、

所定演出は、複数遊技に亘って継続する演出であり、

所定演出群に属する各演出に対応して表示されるシーンは、停止されるリールの種類に関わらず、n(nは数値)番目の停止操作に基づいて切り替わる場合があるよう構成されており、

所定演出は、或る遊技における最初の停止操作に基づいて表示される第1シーンと、或る遊技における最後の停止操作に基づいて表示される第2シーンと、を少なくとも有し、或る遊技における最初の停止操作に基づいて表示される第1シーンは、他の停止操作が行われなければ次のシーンを表示しないよう構成されており、

或る遊技における最後の停止操作に基づいて表示される第2シーンは、次遊技の開始に関するスタートスイッチの操作が行われなければ次のシーンを表示しないよう構成されており、

所定演出群に属する全ての演出のうち最後の停止操作に基づいてシーンが切り替わる場合を有する演出の割合の方が、所定演出群に属する全ての演出のうち最初の停止操作に基づいてシーンが切り替わる場合を有する演出の割合よりも、多くなるよう構成されている遊

40

50

技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

本発明は、以下のような特徴を備えている。なお、以下の特徴構成の説明では、後述する実施形態において対応する構成の一例を括弧書きで示している。

本発明に係る遊技機は、複数のシーンから構成されている演出を複数有しており（以下、「複数のシーンから構成されている演出」の集合を「所定演出群」と称す）、1遊技で完結する演出である単発演出を有しており、複数遊技に亘って継続する演出である連続演出を有しており、動画像に合わせて或る表示領域に表示されるキャラクタの台詞に関する文字列（以下、「動画像に合わせて或る表示領域に表示されるキャラクタの台詞に関する文字列」を「台詞文字」と称す）が表示され得る複数の演出を有しており、複数の連続演出のうち最初の停止操作に基づいて台詞文字が表示される連続演出の割合の方が、複数の単発演出のうち最初の停止操作に基づいて台詞文字が表示される単発演出の割合よりも、多くなるよう構成されており、前記複数の演出のうち、スタートスイッチの操作に基づいて台詞文字が表示される割合と、最終停止操作に基づいて台詞文字が表示される割合とを比較すると、最終停止操作に基づいて台詞文字が表示される割合の方が多くなるよう構成されており、所定演出群には所定演出を含んでおり、所定演出は、複数遊技に亘って継続する演出であり、所定演出群に属する各演出に対応して表示されるシーンは、停止されるリールの種類に関わらず、n（nは数値）番目の停止操作に基づいて切り替わる場合があるよう構成されており、所定演出は、或る遊技における最初の停止操作に基づいて表示される第1シーンと、或る遊技における最後の停止操作に基づいて表示される第2シーンと、を少なくとも有し、或る遊技における最初の停止操作に基づいて表示される第1シーンは、他の停止操作が行われなければ次のシーンを表示しないよう構成されており、或る遊技における最後の停止操作に基づいて表示される第2シーンは、次遊技の開始に関するスタートスイッチの操作が行われなければ次のシーンを表示しないよう構成されており、所定演出群に属する全ての演出のうち最後の停止操作に基づいてシーンが切り替わる場合を有する演出の割合の方が、所定演出群に属する全ての演出のうち最初の停止操作に基づいてシーンが切り替わる場合を有する演出の割合よりも、多くなるよう構成されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

参考態様の遊技機は、スタートスイッチと、複数のストップスイッチと、画像表示部と、を備えた遊技機（例えば、スロットマシン）であって、或る遊技において前記画像表示部に表示される所定の演出（例えば、シーン切替演出）は、前記スタートスイッチが操作されたこと又は前記ストップスイッチが操作されたことを契機として切り替わる場合がある複数のシーンで構成されており、各前記シーンは、時間経過に従って表示内容が進行する進行演出と、進行演出の終了後に表示され得る演出であり、同一の表示内容が繰り返される循環演出とで構成されており、或る遊技において所定の演出が表示される場合に、前記複数のストップスイッチのうち所定のストップスイッチの停止操作が最終停止操作として受け付けられたことを契機として前記シーンが切り替わる場合（以下、第1の場合と称する）と、前記複数のストップスイッチのうち特定のストップスイッチの停止操作が最終停止操作以外の停止操作として受け付けられたことを契機として前記シーンが切り替わる場合（以下、第2の場合と称する）とを比較すると、前記第2の場合よりも前記第1の場合

10

20

30

40

50

の方が、前記シーンが切り替わる割合が相対的に高いことを特徴とする。

10

20

30

40

50